

わが国における交通基本法と「交通権」の位置づけについて

1. 交通基本法の役割

日本の各地域で、移動が困難になる人が急速に増え、今後一層の増加は確実である。ここではどのような問題が発生しているか、共通の認識が重要と考える。そこで見られるのは一言で言えば、戦後日本が到達した経済発展とは著しく乖離した生活交通の貧困・危機的状況である。「国民の交通権（現代社会の交通の権利）」を保障することを考えてこなかったこれまでの政府の政策が導いたもので、当然の帰結といえば、当然である。そこで暮らしていけないため、やむをえず離村する地域崩壊が各地で進行し、自然災害が多発し、当該地域外にも大きな影響を与えている。

わが国の産業政策、道路政策や交通政策等の方向を大きく転換し、まち・地域づくりと交通権保障との両輪で、だれもが安全で安心して移動できる豊かな社会を実現することが切に望まれる。これが指向される背景には、全世界な地球温暖化防止等の観点もあるが、急速な高齢化の進展のもとで豊かな生活の質（Quality of Life, QOL）を規定する基礎・土台として、すべてのひとと環境に優しい公共交通の重要性が高まっているからである。

「地域独自の個性や魅力を活かしたまちづくり・地域づくり」が展開されるべきで、そのためのだれもが安心して安全に、いつまでも住みつづけられる「プラットフォーム」・土台、すなわち社会インフラとして公共交通を位置づけるべきといえる。土台の公共交通が不十分であれば、医療・福祉、教育、あるいは観光等諸施策も十分にその成果が出せないのである。地域地域で住民の交通権を保障し、地域づくり・まちづくりを進める上で欠かせない地域公共交通・生活交通の構築を急ぐことが重要で、それがないと地域の崩壊に一層拍車がかかるであろう。

わが国において、高齢化および運輸事業の規制緩和が著しく進展し、他方市町村合併の強制等々で、地域住民の移動制約者が急増している。交通権概念を豊富化し、その保障を確保する交通基本法制定の気運は熟している。

ひとと環境に優しい公共交通機関の実現が切に望まれているが、そうした持続可能な交通システムの公共交通を維持発展させることも交通基本法の役割となる。環境負荷の少ない公共交通体系の確立、人々が安全で健康に生活できるまちづくりと交通の実現も挙げられる。

2. 交通基本法制定の意義

このように「交通権」保障の問題は、今後のわが国の交通政策の大きな柱になるべきと考える。近年、高齢者・身体障害者の社会参加の推進および高齢化社会の進行に伴うバリアフリー化の一層の推進、規制緩和に伴う地方鉄道・バス等の生活路線廃止に歯止めをかける等、いわゆる「移動制約者」が移動を確保することについての要望が極めて高まりつつあるからである。

交通基本法は様々な交通を有機的に結びつけ、効率化させるための総合的な交通法規を構築する要でもある。交通基本法では、国民の交通権保障をその基礎に据えた上で、交通

基本法を「要」にして戦前から戦後も個別交通関連法規の再編編成をおこなう。従来まで国および交通事業者任せであった地域交通政策策定と実施の権限を、地域住民の暮らしと生命に最終責任を負う基礎自治体に移すという、新しい枠組をつくる。そのための財源確保をともなった枠組・制度を交通基本法で定める。

3. 交通権の考え

交通基本法では「移動権」よりも、現代社会の交通の権利として「交通権」の用語を採用することが望まれる。「交通権」とは国民の移動する権利であり、日本国憲法の第22条（居住・移転および職業選択の自由）、第25条（生存権）、第13条（幸福追求権）など関連する人権を集合した人権と定義される。憲法上保障された次の基本的権利を実質的に保障するものとして国および自治体は国民・住民の交通権を保障する義務を負う。

ただ地域地域でそれぞれ地理的条件等状況は違うので、住民の要求を取り入れ生活の質を高める具体的な交通権保障は、地域交通協議会等を設置し、地方自治体の主導のもとで本来的責務として行うべきなのである。

なお日本国憲法では次の基本的人権が掲げられている。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

（第二項 略）

第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

（第二項 略）

第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

4. その他検討課題

交通基本法での物流の扱い→「物流基本法」制定を別途考える

以上